

議案第 28 号

芽室町保育施設等事故検証委員会設置条例制定の件

芽室町保育施設等事故検証委員会設置条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和 3 年 7 月 27 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町保育施設等事故検証委員会設置条例

(設置)

第 1 条 保育施設等において当該保育施設等を利用する子どもが死亡し、又は重篤な傷病を負う事故（以下「重大事故」という。）が発生した場合において、当該重大事故の原因の究明及び再発防止のための措置に関し必要な事項について調査審議させるため、重大事故ごとに、芽室町保育施設等事故検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において「保育施設等」とは、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設、同法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所、同法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第 2 号、第 10 号及び第 11 号に掲げるものに限る。）を行う施設をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 重大事故の経過に関すること。
- (2) 重大事故の原因の究明及び再発防止に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条に規定する設置目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、法律、医療、保育等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

2 重大事故の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を有する者については、委員となることができない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が第3条の諮問に対し最終的な答申を行う日までとする。

(委員長)

第7条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていない場合は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第9条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬の額)

第11条 委員の報酬の額は、日額12,000円とする。

(費用弁償の額)

第12条 委員が招集に応じ又は職務のために出張したときは、順路によりその費用を弁償する。

2 費用弁償は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、職員旅費支給条例(昭和26年条例第23号)に定める2級相当額とする。

(支払方法)

第13条 委員の報酬は、委員会の所掌する会議、調査などに出席した日の翌月10日までに支給する。

2 費用弁償の支払方法は、町職員旅費支給条例の例による。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

令和 3 年 6 月 1 5 日に芽室町の認可保育所において重大事故が発生したことから、検証委員会を設置する必要があるため、本条例を制定しようとするものであります。